

原子力規制委員会
第1期中期目標

平成27年2月制定
平成29年3月改定
原子力規制委員会

1. 中期目標期間

中期目標の期間は、2015年4月1日から2020年3月31日までの5か年間とする。

2. 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

3. 施策目標

(1) 原子力規制行政に対する信頼の確保

■ 基本的考え方

原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。

■ 戦略

○ 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

- ・ 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底し、説明責任を果たす。また、被規制者との安全性向上に係る意見交換、行政手続法で要求されない案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、国際アドバイザーとの意見交換などにより、国内外の多様な意見に耳を傾ける。

○ 組織体制及び運営の継続的改善

- ・ 2015年から本格運用を開始するマネジメントシステムについて、安全文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう継続的改善を行いつつ組織全体に定着させる。
- ・ 国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の国際ピアレビュー（総合的規制評価サービス（以下「IRRS」という。）の受入れ等を通じ、原子力規制に係る組織体制及び運営を継続的に改善する。また、緊急時対応評価（EPREV）

の受け入れに向けた検討を行う。

- ・ 中期目標を達成するため、実効的で効率的な組織体制となるよう資源配分を不断に見直す。

○ 国際社会との連携

- ・ IAEA、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等と連携して、一貫性、継続性、安定性をもって積極的な国際活動や我が国の原子力規制への反映を行うとともに、国際的に通用する人材を育成する。
- ・ 規制当局による二国間協力の取決めに基づく活動や原子力導入新興国の規制当局との協力等を通じ、国際的な原子力安全の向上に貢献する。

○ 法的支援・訴訟事務への着実な対応

- ・ 原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について関係機関と連携しつつ着実に対応する。

(2) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

■ 基本的考え方

原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。

■ 戦略

○ 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

- ・ IRRSの指摘や諸外国の規制制度(検査制度、廃止措置制度等)、被規制者との安全性向上に係る意見交換も参考にしつつ、望ましい規制制度や検査の運用のあり方について検討し、必要に応じて制度整備を行う。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の放射線に関する各種課題に対応するため、最新の国際的な知見も踏まえて、緊急作業に従事する者の被ばく制限のあり方等を見直す。

- 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施
 - ・ 特定重大事故等対処施設を含め、新規規制基準への適合性審査・検査を厳正かつ適切に進める。
 - ・ 個別の原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策等の評価などの対応を厳正かつ適切に進める。
 - ・ 発電用原子炉の高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度を厳正かつ適切に運用する。
 - ・ 審査等の十分な透明性の確保、審査結果の科学的・技術的な内容に関する丁寧な説明を行う。
 - ・ 原子炉等規制法に基づき事業者から提出される総合安全評価について適切に確認し、事業者の自主的取組みを促進させる。
 - ・ 放射線障害防止法に基づく審査や検査を厳正かつ適切に実施する。また、放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、IAEA等の国際的な議論も踏まえて、望ましい規制制度の検討を行い、制度整備を行う。

- 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携
 - ・ 安全対策と核セキュリティ対策は、一方の対策が他方に干渉する可能性があることから、相互に阻害する影響を及ぼさないための効率的かつ調和をとった連携を行う。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

■ 基本的考え方

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

■ 戦略

○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

- ・ 特定原子力施設に係る実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局の立場として技術的観点から東京電力を積極的に指導し、監視する。

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析を継続的に実施し、科学的・技術的知見を抽出して国内の規制に反映させる。またそれらを海外にも積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動にも参加することにより、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

○ 放射線モニタリングの実施

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。

(4) 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

■ 基本的考え方

最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。

■ 戦略

○ 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

- ・ 安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて規制基準を継続的に改善する。

○ 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

- ・ 規制課題を踏まえて安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。特に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程における規制課題、重大事故に至る共通原因故障を引き起こす自然現象への対策及び重大事故等対策に係る科学的・技術的知見の拡充並びにこれらを支える技術基盤の整備に重点を置く。また、安全研究の実施に当たっては、国際共同研究を積極的に活用する。
- ・ 国内外の最新の情報を収集・分析し、国内の規制に反映すべき科学的・技術的知見を抽出する。

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析を継続的に実施し、科学的・技術的知見を抽出して国内の規制に反映させる。またそれらを海外にも積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動にも参加することにより、国際的な原子力の安全向上に貢献する<再掲>

○ 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

- ・ 組織としての専門性を維持し、専門的な知識を有する職員を安定的に各業務に配置することを念頭に、職場の魅力を高めつつ、新卒に加え、実務経験者の採用の実施と実務経験者の数が不足する分野での内部育成を効果的に組み合わせることにより、規制実務を担うことができる人材を確保する。
- ・ 人材育成の基本方針に従い、研修体系（OJTを含む）を整備し、かつベテランの知識・経験が活かされるように知識の共有・伝承や、職員の知識・技量の管理等による人材育成の仕組みを確立する。
- ・ 職員の能力向上の取組の意欲を引き出すため、専門的な知識と経歴等を要する職務と責任に応じた処遇を行う。

(5) 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

■ 基本的考え方

核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。

■ 戦略

○ 核セキュリティ対策の強化

- ・ 核セキュリティ上の課題として、個人の信頼性確認制度の導入、輸送時の核セキュリティ対策、放射性同位元素及び関連施設の核セキュリティ等について検討・制度化し、円滑に施行する。
- ・ IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の状況について、核セキュリティ文化の醸成やサイバーセキュリティ対策も含め核物質防護規定の審査、核物質防護検査等において厳正かつ適切に確認する。

○ 保障措置の着実な実施

- ・ IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、併せて我が国の着実な取組を積極的に発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、また国際的な原子力の平和利用に貢献する。

○ 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

- ・ 安全対策と核セキュリティ対策は、一方の対策が他方に干渉する場合があることから、相互に阻害する影響を及ぼさないための効率的かつ調和をとった連携を行う。〈再掲〉

(6) 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

■ 基本的考え方

原子力災害対策指針を含めた放射線防護のための制度を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。

■ 戦略

○ 放射線防護対策の充実

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点について検討を進め、結果を指針に反映する。
- ・ 放射線防護に係る安全研究を推進するとともに、放射線審議会からの意見具申を踏まえつつ、最新の知見の国内法令への取り入れを進める。また、放射線審議会の事務を円滑に進める。
- ・ 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制を整備する。また、訓練等を通じて緊急時対応能力の向上に努める。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する。〈再掲〉
- ・ 環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者と連携して測定に

関する情報提供を行う。

○ 危機管理体制の充実・強化

- ・ 原子力規制委員会の危機管理体制を整備・運用するとともに、複合災害が発生した場合の初動体制やシビアアクシデントに至った場合の対応など、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する防災訓練に参加し、原子力規制委員会の緊急時対応能力の向上に努める。
- ・ 原子力事業者が事業者防災業務計画に基づき実施する訓練への参加などを通して、原子力規制委員会及び原子力事業者の緊急時対応能力向上に努める。
- ・ 災害対応を支援する通信ネットワーク設備について、脆弱性評価を実施するとともに機材・機能を見直し、運用の在り方を検討する。また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、サービス継続性向上の観点から見直すとともに、緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能を追加する。